

決算行政監視委員会

決算行政監視調査室

I 所管事項の動向

1 決算等及び予備費

決算は、国の一会計年度における予算執行の実績を表示したものであり、財政国会中心主義の下、決算審査を通じて、予算に基づいて行われた財政行為についての内閣の責任を明らかにし、将来の財政計画や予算編成等に資することとなる。

この決算については、全て毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならないと定められている（憲法第90条第1項）。決算の提出時期については、法律上、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする、とされている（財政法第40条第1項）。この点に関し、決算の早期審査の観点から、決算の提出を早めることを内容とする要請が参議院より内閣に対して行われたことを背景として、平成15年度決算からは、翌年度11月後半に国会が開会している場合には、11月20日前後に国会に提出されている。

なお、11月後半に国会が開会しておらず、その時期に決算が国会に提出されなかった例としては、平成16年度決算及び平成26年度決算がある。

令和2年度決算については、令和3年7月30日に概要が公表されており、今後、会計検査院の検査を経て、同院が作成する検査報告とともに、内閣から国会に提出されることとなる。また、平成30年度決算及び令和元年度決算については、それぞれ国会に提出後、継続案件¹となっている。

以下では、まず、(1)第207回国会（臨時会）に提出が見込まれる令和2年度決算の概要について説明した後、(2)第204回国会（常会）における平成28年度決算及び平成29年度決算に関する議決について、また、(3)継続案件である平成30年度決算等の概要について、(4)継続案件である令和元年度決算等の概要について、さらに、(5)第207回国会（臨時会）に提出が見込まれる令和2年度予備費使用等の概要について順次説明することとする。

(1) 令和2年度決算の概要（令和3年7月30日公表）

一般会計決算は、収納済歳入額184兆5,788億円、支出済歳出額147兆5,973億円であり、4兆5,363億円の純剰余金²が発生した。これは、歳出において、国債の支払利息が予算計上額よりも少なかったことなどにより3兆8,880億円が不用となったことのほか、歳入において、税収が見込みを5兆6,966億円上回り、日本銀行納付金等の税外収入が見込みを6,164億円上回った一方で、公債金を4兆円減額したことにより補正後予算額を2兆3,130

¹ 決算は、先例上、一度提出されたときは、その会期において審議が終了しない場合においても、後の会期において審議されるものであり、次の国会に再び提出されず、これは、衆議院が解散された場合も同様である。

² 財政法第6条にいう剰余金のこと。これは、歳入歳出の差額（36兆9,814億円）から翌年度への繰越財源（30兆7,804億円）を控除し（剰余金（6兆2,010億円））、この額から地方交付税交付金等財源（1兆6,646億円）を控除したものの。

億円上回ったことなどによるものである。

特別会計決算（13特別会計の単純合計）は、収納済歳入合計額417兆5,611億円、支出済歳出合計額404兆5,188億円であって、計13兆423億円の決算上の剰余が発生し、そのうち、3兆2,930億円を積立金に積み立てるなどし、1兆9,233億円を一般会計へ繰り入れ、7兆8,258億円を各特別会計の令和3年度歳入に繰り入れることとした³。

令和2年度一般会計決算概要（剰余金）
（補正後予算額比）

（単位：億円）

〔歳入〕		〔歳出〕		合計 (a+b)	
税金	56,966	不用	38,880	地方交付税交付金 等財源増	62,010 (A) 16,646 (B)
(主な内訳) 〔 所得税 6,937 〕 〔 法人税 31,936 〕 〔 消費税 16,983 〕		〔 国債費 6,990 〕 〔 新型コロナウイルス感染症対策予備費 5,079 〕 〔 その他 26,810 〕		財政法第6条の純剰余金 45,363 (A-B)	
税外収入	6,164			(注1) 財政法第6条の純剰余金について、その2分の1を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないとされている。 (注2) 計数は、それぞれ切り捨てによっているため、合計とは合致しないものがある。	
(主な内訳) 〔 日本銀行納付金 5,146 〕					
公債金	▲ 40,000				
計	23,130 (a)	計	38,880 (b)		

(2) 平成28年度決算及び平成29年度決算に関する議決

本委員会においては、令和3年の第204回国会（常会）において、平成28年度及び平成29年度決算に関する審査を終了したところである。両年度決算に関する「議決案」については、令和3年4月12日の委員会での議決（賛成多数）を経て、同月13日に本会議で議決（賛成多数）され、内閣に送付された。その内容は次のとおりである。なお、本議決の指摘事項に対して内閣が講じた措置は次の常会において報告されることとなる。

平成28年度及び平成29年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書に関する議決

本院は、両年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

³ このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆521億円であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特会の令和3年度歳入に繰り入れることとした。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

- 1 官民ファンドについては、株式会社農林漁業成長産業化支援機構では出資等の実績がないまま解散したサブファンドが見受けられた。ガバナンスの強化及び情報公開を行うとともに合理化を検討すべきである。また、国からの役職員の出向の在り方について疑念が抱かれないよう見直しを検討すべきである。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策については、今後も引き続き、治療薬やワクチンの早期承認に努めるとともに、感染症対策の現場を含めた医療・介護等に対する支援、様々な職種の特性や給与体系に対応した形での雇用に対する支援、観光需要の創出や消費の活性化等を含めた事業継続に対する支援等を、地域格差と地方公共団体の自由度にも配慮しつつ、迅速かつ十分に講じるべきである。一方で、支援事業の事務を民間に委託する場合には、公正さが疑われないよう徹底すべきである。
また、国民が我が国の感染状況を的確に理解し得るよう、正確な情報を多様な媒体を通じて発信すべきである。
- 3 高校生等奨学給付金については、除籍処分など高校生に学業上の不利益が発生していたことに鑑み、政府は都道府県を通じ学校に対し制度の周知徹底を図るべきである。また、代理受領制度に代わる制度改善を検討すべきである。
教育設備については、公立工業高等学校の測量設備等の老朽化の実態把握を行うとともに、近年の技術革新に合わせた設備の更新が可能となるよう新たな補助制度の創設を検討すべきである。
東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、政府は関連性が疑われる予算の防止に努め、情報公開を徹底するとともに、開催に向けて、アスリートに配慮し、必要な支援策を講じるべきである。
- 4 社会保障制度改革については、高齢化や働き方の変容による社会構造・価値観の変化を見据え、年金、医療、介護の各分野において、ICTの導入を支援するとともに、制度の重点化・効率化を図るべきである。
- 5 核燃料サイクルについては、もんじゅ廃炉を含め政府・民間合わせて約十一兆円が投じられたにもかかわらず、その具体的な見通しが明らかでない。今後、再処理施設の在り方やプルトニウムの利用見通しを含め、国民的議論を喚起して検討を進めるべきである。
- 6 河川管理については、ごく短い堤防の未整備区間が長期間進捗しないといったことのないよう、未整備区間を早期に完成させるべきである。また、一級河川については、中抜け区間も含め、国による一体管理に向けた検討を進めるべきである。
地域公共交通確保維持事業については、地域実態を踏まえた運用に必ずしもなっていない点を改め、補助要件の緩和を検討すべきである。
新たな住宅セーフティネット制度については、制度の活用が低調であることを踏まえ、自治体等から聞き取りを行い、至急改善策を講ずるべきである。
- 7 在日米軍関係経費の負担については、新たな特別協定に係る米国との交渉に当たっては、大幅な増額や新規経費が含まれぬよう厳格に対応すべきである。
- 8 規制改革に当たって、政府は形式主義的な制度・慣行を率先して見直し、テレワークなどを含めたデジタル化を積極的に推進し、我が国を災害や非常事態に強いイノベーティブな社会構造としていく方策を早急に採るべきである。
- 9 学校法人森友学園に対する国有地の売却等については、決裁文書の改ざんなどが明らかになり、国民の信頼を著しく失わせたことは極めて遺憾である。このような事案の再発を防止するため、政府は国有財産の管理に当たり、法令に基づく手続、公文書の管理、情報公開を徹底すべきである。
- 10 「桜を見る会」については、招待者の選定基準や選定プロセスが曖昧であったこと、その結果、招待者数が増加し開催経費が予算額を大きく上回ったことは遺憾である。政府の公式行事を行う場合には、国民の疑念が生じないよう、招待者の選定基準を明らかにするなど運営方法を見直すべきである。
- 11 予備費については、憲法に定められた財政民主主義の観点から懸念が生じることのないよう努めるべきである。

二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

(3) 平成30年度決算等の概要及び審議状況

一般会計決算は、収納済歳入額105兆6,974億円、支出済歳出額98兆9,746億円であり、1兆3,283億円の純剰余金⁴が発生した。これは、歳出において、予備費の使用決定額や国債の支払利息が予算計上額よりも少なかったことなどにより1兆6,037億円が不用となった

⁴ 財政法第6条にいう剰余金のこと。

ことのほか、歳入において、所得税、法人税等の税収が見込みを上回ったことなどの一方で、公債金を1兆円減額したことにより補正後予算額を1,761億円下回ったことなどによるものである。

特別会計決算（13特別会計の単純合計）は、収納済歳入合計額381兆1,771億円、支出済歳出合計額368兆9,360億円であって、計12兆2,411億円の決算上の剰余が発生し、そのうち、3兆2,614億円を積立金に積み立てるなどし、1兆7,916億円を一般会計へ繰り入れ、7兆1,880億円を各特別会計の令和元年度歳入に繰り入れることとした⁵。

国税収納金整理資金は、収納済額78兆2,204億円、歳入組入額61兆4,461億円である。

政府関係機関決算（4機関の単純合計）は、収入決算総額1兆2,307億円、支出決算総額1兆635億円である。

平成30年度中の国有財産の総増加額は5兆3,179億円、総減少額は3兆5,482億円であり、年度末における国有財産の現在額は108兆5,939億円である。

平成30年度末における国から地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の現在額は1兆1,473億円である。

平成30年度決算等は、令和元年9月3日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月8日に内閣へ回付した。その後決算等は、検査報告とともに同月19日の閣議決定を経て、同日第200回国会（臨時会）へ提出され、第204回国会（常会）において概要説明を聴取し、第207回国会（臨時会）に継続されている⁶。

(4) 令和元年度決算等の概要及び審議状況

一般会計決算は、収納済歳入額109兆1,623億円、支出済歳出額101兆3,664億円であり、6,852億円の純剰余金⁷が発生した。これは、歳出において、国債の支払利息が予算計上額よりも少なかったことなどにより1兆7,838億円が不用となったことのほか、歳入において、日本銀行納付金等の税外収入が見込みを1兆1,450億円上回った一方で、税収が見込みを1兆7,384億円下回ったことや公債金を5,000億円減額したことにより補正後予算額を1兆934億円下回ったことなどによるものである。

特別会計決算（13特別会計の単純合計）は、収納済歳入合計額386兆5,519億円、支出済歳出合計額374兆1,696億円であって、計12兆3,823億円の決算上の剰余が発生し、そのうち、2兆9,790億円を積立金に積み立てるなどし、2兆5,927億円を一般会計へ繰り入れ、6兆8,105億円を各特別会計の令和2年度歳入に繰り入れることとした⁸。

⁵ このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆764億円であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特会の令和元年度歳入に繰り入れることとした。

⁶ 脚注1参照。

⁷ 財政法第6条にいう剰余金のこと。

⁸ このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆918億円であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特会の令和2年度歳入に繰り入れることとした。

国税収納金整理資金は、収納済額77兆4,666億円、歳入組入額59兆4,841億円である。

政府関係機関決算（4機関の単純合計）は、収入決算総額1兆2,645億円、支出決算総額1兆644億円である。

令和元年度中の国有財産の総増加額は5兆5,046億円、総減少額は4兆2,273億円であり、年度末における国有財産の現在額は109兆8,712億円である。

令和元年度末における国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の現在額は1兆1,937億円である。

令和元年度決算等は、令和2年9月4日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月10日に内閣へ回付した。その後決算等は、検査報告とともに同月20日の閣議決定を経て、同日第203回国会（臨時会）へ提出され、第204回国会（常会）において概要説明を聴取し、第207回国会（臨時会）に継続されている⁹。

(5) 令和2年度予備費使用の概要及び審議状況

一般会計予備費の予算額は、5,000億円であって、その使用総額は2,838億円であり、差引使用残額は2,161億円である。

また、令和2年度においては、一般会計補正予算（第1号）予算総則補正により使用範囲が規定された「新型コロナウイルス感染症対策予備費」が設けられ、当該予備費の予算額は9兆6,500億円であって、その使用総額は9兆1,420億円であり、差引使用残額は5,079億円である。

特別会計予備費の予算総額は、7,944億円であって、その使用総額は550億円であり、差引使用残の総額は7,394億円である。

特別会計予算総則第19条第1項（歳入歳出予算の弾力条項）の規定による経費増額総額は、1,000億円である。

これらの予備費使用等について、「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）」等¹⁰が第207回国会（臨時会）に提出される見込みである。

なお、第204回国会（常会）の令和3年3月16日に「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）」等¹¹が、同年5月18日に「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）」及び「令和2年度

⁹ 脚注1参照。

¹⁰ その他、「令和2年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）」、「令和2年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）」及び「令和2年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）」。

¹¹ その他、「令和2年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）」、「令和2年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）」及び「令和2年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）」。

一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）」がそれぞれ提出され¹²、同年6月16日の本委員会への付託後、第205回国会（臨時会）に継続されていた。しかし、これらの予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等は、第205回国会（臨時会）で衆議院が解散されて審査未了となったため、「その1」、「その2」をまとめて、第207回国会（臨時会）に改めて提出されることが見込まれるものである。

2 会計検査院による報告

会計検査院は、令和3年次¹³の会計検査の基本方針において、「国会からの検査要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの確な検査に努める。また、国会における決算審査の充実に資するために、引き続き国会及び内閣に対する随時の報告を積極的に行うように努める。」としており、毎年度の検査報告のほか、以下の報告を行っている。

(1) 国会及び内閣に対する報告（随時報告）

会計検査院は、会計検査院法第30条の2の規定により、意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項について、毎年度の検査報告の作成を待たず、随時、その検査の結果を国会及び内閣に報告できることとなっている。

第204回国会の開会以降に会計検査院が行った報告は次のとおりである（令和3年11月29日現在）。

報 告 件 名	報告年月日
国が実施するPFI事業について	R 3. 5.14

（会計検査院資料を基に作成）

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会は、国会法第105条の規定により、会計検査院に対し、特定の事項について検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。会計検査院は、会計検査院法第30条の3の規定により、国会から検査要請があった事項について、検査の結果がまとまり次第、国会に報告している。

第204回国会の開会以降に会計検査院が行った報告は次のとおりである（令和3年11月29日現在）。

¹² 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等については、早期の審議機会の確保の観点から、予備費の使用決定に係る閣議決定日等を基準として、毎年4月から翌年1月までの分を記載した「その1」と2月及び3月の分を記載した「その2」との二つに区分されて国会に提出されている。

¹³ 会計検査院によると、令和3年次は、令和2年10月から令和3年9月までとされている。

報告件名	要請年月日 要請元	報告年月日
高速道路に係る料金、債務の返済等の状況に関する会計検査の結果について	R元. 6.10 参議院 (決算委員会)	R 3. 4. 9
福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等に関する会計検査の結果について	R元. 6.10 参議院 (決算委員会)	R 3. 5.26
政府情報システムに関する会計検査の結果について	R元. 6.10 参議院 (決算委員会)	R 3. 5.26
外国人材の受入れに係る施策に関する会計検査の結果について	R元. 6.10 参議院 (決算委員会)	R 3. 7.16
公的統計の整備に関する会計検査の結果について	R元. 6.10 参議院 (決算委員会)	R 3. 9. 1

(会計検査院資料を基に作成)

3 政策評価及び行政評価・監視

国会の行政監視機能を充実・強化するため、本委員会は、総務省が行う評価及び監視等の結果についての調査に関する事項を所管している。総務省が行う評価及び監視には、政策評価と各行政機関の業務の実施状況について行う行政評価・監視がある。

(1) 政策評価

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行うことが基本となっている。これに加え、評価専担組織としての総務省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる立場から、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を行うため、次のような複数行政機関にまたがる政策の評価（統一性・総合性確保評価）及び各行政機関の評価のチェック（客観性担保評価）を実施している。

ア 統一性・総合性確保評価

第204回国会の開会以降に総務省が行った統一性・総合性確保評価に基づく勧告等の状況は次のとおりである（令和3年11月29日現在）。

名 称	勧告等年月日	勧告等の相手先府省
死因究明等の推進に関する政策評価<評価結果に基づく意見の通知>	R 3. 3.12	国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省
「外来種対策の推進に関する政策評価」の結果（調査結果の中間報告）	R 3. 6.30	環境省

(総務省資料を基に作成)

イ 客観性担保評価

令和2年度における取組結果として、「租税特別措置等に係る政策評価の点検結果」が令和2年11月13日に、「公共事業に係る政策評価の点検結果」が令和3年3月10日に、それぞれ公表されている。

(2) 行政評価・監視

行政評価・監視は、総務省が各行政機関の業務の実施状況等を調査して、その結果によ

り、各行政機関に対して勧告等を行い、行政運営を改善させようとするものである。

第204回国会の開会以降に総務省が行った行政評価・監視に基づく勧告等の状況は次のとおりである（令和3年11月29日現在）。

名 称	勧告等年月日	勧告等の相手先府省
「更生保護ボランティア」に関する実態調査－保護司を中心として－＜結果に基づく勧告＞	R 3. 1. 29	法務省
漁業・漁村地域の活性化に関する行政評価・監視－浜の活力再生プランを中心として－＜結果に基づく勧告＞	R 3. 2. 2	農林水産省（水産庁）
都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継に関する行政評価・監視＜結果に基づく勧告＞	R 3. 3. 16	文部科学省（文化庁）
木質バイオマス発電をめぐる木材の需給状況に関する実態調査＜結果に基づく通知＞	R 3. 7. 30	農林水産省、経済産業省

（総務省資料を基に作成）

（3）令和3年度における行政評価等プログラム

総務省は、令和3年度の行政評価局調査テーマ及び行政評価局業務の運営方針として「令和3年度行政評価等プログラム」を決定した（令和3年3月30日公表）。

本プログラムにおける行政評価局調査テーマの概要は、次のとおりである。

早期に着手するもの	左記以外のもの
<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊の災害派遣 ○農業分野における災害復旧の迅速化 ○生活困窮者の自立支援対策 ◎不登校・ひきこもりの子供支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の道路啓開 ○<small>りっこう</small>陸間<small>の</small>管理 ○一人暮らしの高齢者に対する見守り活動 ○指定管理者制度 ○墓地行政 ○社会情勢の変化への補助金等における対応 ○政府職員に対する情報セキュリティ教育 ○スマート農業 ○外国人の日本語教育
<p>（参考）令和4年度以降に実施を検討している調査テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ため池の安全対策等 ○家畜伝染病対策 ○防災気象情報 ○災害時における有害化学物質の流出拡散防止対策 ○成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進事業） ○ヤングケアラー ○遺留金 ○夜間中学の外国人教育 ○マンション管理 ○高齢者居住安定 ◎生活エリアにおける交通安全対策 ○フードバンク活動 ○美容医療広告の規制対策（ウェブ広告） ○都市農地の保全・活用 ○森林経営管理 ○海洋汚染対策 	

（注）1 上記表中「◎」は「総務省が行う政策評価」を、「○」は「行政評価・監視」を示す。

2 上記表中に掲げたテーマは、調査の企画・検討の過程で明らかになったニーズや緊急のニーズを踏まえ、必要に応じて、年度途中においても、適時、見直すこととする。

（出典：総務省資料）

II 第207回国会提出予定案件等の概要

- 1 令和2年度一般会計歳入歳出決算、令和2年度特別会計歳入歳出決算、令和2年度国税収納金整理資金受払計算書、令和2年度政府関係機関決算書
- 2 令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 3 令和2年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 4 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）
- 5 令和2年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）
- 6 令和2年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）
- 7 令和2年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）

これらについては、第207回国会に提出されることが見込まれる。

なお、令和2年度決算の概要についてはI 1 (1)を、令和2年度予備費使用等の概要についてはI 1 (5)を参照されたい。

（参考）継続案件

- 平成30年度一般会計歳入歳出決算、平成30年度特別会計歳入歳出決算、平成30年度国税収納金整理資金受払計算書、平成30年度政府関係機関決算書
- 平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成30年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書
- 令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書

なお、平成30年度決算等の概要についてはI 1 (3)を、令和元年度決算等の概要についてはI 1 (4)を参照されたい。

内容についての問合せ先 決算行政監視調査室 小島首席調査員（内線68680）
